第 3341 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 8月 23日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 定率法から定額法への変更

Q：定率法から定額法へ変更しようと検討しています。どのような取扱いになりますか？

A：次のように計算します。

【解説】

減価償却資産の償却方法を、旧定率法から旧定額法に変更した場合、又は定率法から定額法に変更した場合には、その後の償却限度額は、次の①に定める取得価額又は残存価額を基礎として、次の②に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算することとされています。

① 取得価額又は残存価額は、減価償却資産の取得時期に応じて次のイ又はロに定める価額とする

イ. 平成19年３月31日までに取得したもの
その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする

ロ. 平成19年４月１日以後に取得したもの
その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす

② 耐用年数は、減価償却資産の種類の異なるごとに、法人の選択により、次のイ又はロに定める年数による

イ. その減価償却資産について定められている耐用年数

ロ. その減価償却資産について定められている耐用年数から経過年数を控除した年数